

用語の解説【保護統計月報】

用 語	解 説
法	更生保護法(平成19年法律第88号)の略。 ただし、平成20年5月分以前の統計における「法」とは犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)、「観察法」とは執行猶予者保護観察法(昭和29年法律第58号)の略であるが、平成19年法律第88号によりいずれも廃止
防止法	売春防止法(昭和31年法律第118号)の略
委員会	地方更生保護委員会の略
観察所	保護観察所の略
1号観察	家庭裁判所の決定により保護処分が付された者に対する保護観察(法第48条第1号)
2号観察	委員会の決定により少年院からの仮退院を許された者に対する保護観察(法第48条第2号)
3号観察	委員会の決定により仮釈放を許された者に対する保護観察(法第48条第3号)
4号観察	裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に付された者に対する保護観察(法第48条第4号)
5号観察	委員会の決定により婦人補導院からの仮退院を許された者に対する保護観察(防止法第26条第1項)
交通	車両の運転による刑法第211条の罪並びに自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に定める罪に係る事件によるもの。 ただし、平成26年5月19日以前においては、刑法第208条の2及び車両の運転による同法第211条の罪並びに道路交通法(昭和35年法律第105号)、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に定める罪に係る事件によるもの。
一般	上記「交通」以外の罪(ぐ犯、施設送致申請を含む。)に係る事件によるもの
1号観察における「短期」	交通事件以外の事件により保護処分が付された少年のうち、家庭裁判所から短期間の保護観察を行う旨の処遇勧告がなされたもの
1号観察における「交通短期」	交通事件により保護処分が付された少年のうち、家庭裁判所から短期間の保護観察を行う旨の処遇勧告がなされたもの
2号観察における「長期」	少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていた者
2号観察における「短期」	少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていた者。なお、「短期」には、一般短期処遇を行う「一般短期」と特修短期処遇を行う「特修短期」とが含まれる